

## 第104回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和4年12月14日（水）午前9時30分～午後0時05分

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出 席 者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

曾我部会長（ウェブ会議の方法で出席）、島村委員（ウェブ会議の方法で出席）、岡田委員、  
中井（洋）委員

(2) 大阪市職員

西原市民局長、山本市民局理事、福岡市民局ダイバーシティ推進室長、藤本市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

(1) 継続案件の調査審議

5 議 事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声が即時に伝わることを確認した。

### 議題（1）継続案件の調査審議

○継続案件のうち5件について、調査審議を行った。

○5件のうち4件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「令元一職5」に係る表現活動について、次のとおり、一部については、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当せず、残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

- ・本件表現活動のうち一部については、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する。
- ・当該部分について、条例第2条第1項に規定する表現活動には該当しない。
- ・残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない。
- ・よって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動は、ヘイトスピーチに該当しない。

以上